

[生産活動活性化支援事業]

問1 生産活動を行っている就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターは対象とならないのか。

(答)

対象とならない。

本事業は、生産活動に係る平均工賃等を障害福祉サービスの基本報酬の算定指標としている就労継続支援事業所を重点的に支援することを目的としている。

問2 多機能型事業所で就労継続支援A型とB型を運営している場合、それぞれのサービス毎に申請することは可能か。

(答)

可能である。

問3 「他の経営支援策を受けている場合」に自治体の単独事業は含まれるか。

(答)

ここでいう「他の経営支援策」とは、国の支援策のことを指しているため、一義的には自治体の単独事業は含まれないものの、本取扱の趣旨に鑑み、本事業と支援内容が重複すると実施主体が認める場合には、自治体の単独事業を含めて差し支えない。

問4 生産活動活性化支援事業の対象となる事業所について、「(報告対象年度分の)工賃実績を都道府県等に報告していること」とあるが、報告対象年度分とは令和元年度も含むのか。

(答)

令和元年度分も含まれる。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和元年度分の工賃実績が未報告である事業所であって、本事業の申請と併せて工賃実績を報告した場合は、「報告している」とものとして取り扱って差し支えない。

問5 令和2年1月以降の減収状況ということだが、いつまでの月が対象か。

(答)

年度内の月であれば対象にして差し支えないが、年度内に事業を完了する必要があるため、無理のないスケジュールで実施されたい。

問6 生産活動収入の減収が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響によるものであることをどのように判断するのか。事業所からの申告により判断して良いか。

(答)

申請書の記載内容のほか、例えば、必要に応じ、事業所に決算書、売上帳簿(の写し)等の提出、提示を求め、その内容を確認するなどにより判断されたい。

問7 利用者の賃金や工賃に充てても良いか。

(答)

本事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の再起に向けて、生産活動の実施に必要な経費を助成するものである。

したがって、利用者の賃金や工賃に充てることはできない。利用者の賃金・工賃については、生産活動収支により、引き続き、支出していただきたい。

問8 職員の給与などの事業所の運営経費に使うことは可能か。

(答)

問7と同様の趣旨により、職員の給与に充てることはできない。

問9 生産活動収入とは就労支援事業会計の就労支援事業収益を指すのか。

(答)

貴見のとおり。

問10 事業所が休業していた場合においても助成することは可能か。

(答)

要件に該当すれば可能である。

問11 就労継続支援 A 型事業所で利用者等が休業しており、雇用調整助成金が支給されている場合においても本事業の対象として良いか

(答)

支給要件を満たせば対象である。

なお、雇用調整助成金は、休業手当に要した費用を助成する制度であるが、本事業は人件費を助成の対象としておらず、雇用調整助成金とは支援内容が異なるため併給調整は行わないものである。

問12 基準額の具体的な算出方法をご教示いただきたい。

(答)

別添を参照されたい。

問 13 算出式において「直前の事業年度」とあるが、事業所の事業年度が4月から翌年の3月でない場合、当該事業所の事業年度で算出するのか。

(答)

貴見のとおり。

問 14 「①対象となる事業所」の要件ウ(i)又は(ii)の両方の要件を満たす場合においては算出額が大きい方で判断することとして良いか。

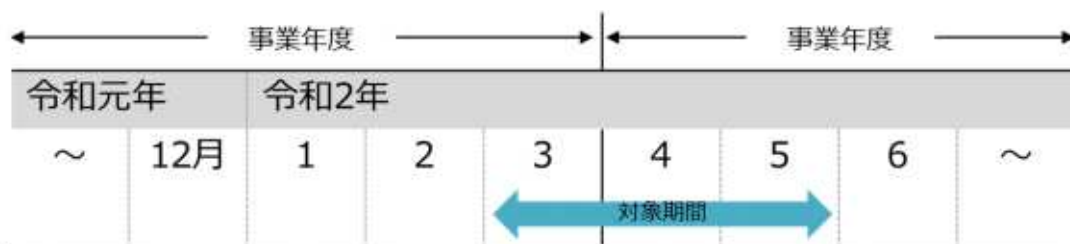
(答)

差し支えない。

問 15 「①対象となる事業所」の要件ウ(ii)の「連続する3ヶ月」が、事業年度をまたいでいる場合、算出式の「直前の事業年度」は前年度と前々年度のどちらを指すのか。

(答)

前年度を指す。下表の例の場合は令和元年度が「直前の事業年度」となる。



問 16 1法人あたりの上限は200万円となっているが、同一法人内で5ヶ所以上の事業所が対象となる場合においては、基準額をどのように考えるのか。

(答)

各事業所の基準額を算出した上で、申請額の合計が200万円以内に収まるよう法人内で調整されたい。

問 17 各自治体の財源において対象を拡大することや助成額を増やすことは可能か。

(答)

可能である。

問 18 今後、追加協議や第三次補正予算での対応は検討しているか。

(答)

現時点では検討していない。

[障害者就業・生活支援センター（生活支援）強化事業]

問 19 第一次補正予算の事業との違いは何か。

(答)

第一次補正予算の事業では、休業や活動自粛により、現に自宅待機を余儀なくされている障害者に対する生活支援を主として想定していたが、今般の事業においては、緊急事態宣言が解除され、再び職場へ戻る障害者や再就職活動を行う障害者に対する再開支援を主として想定している。

問 20 実施主体の実施要綱において事業所負担を求める旨定めてもよいか。

(答)

実施主体において判断されたい。

問 21 実施要綱上は、「新たな人材を配置」となっているが、すでに配置されている人員の勤務時間を増やす場合なども対象となるか。

(答)

対象として差し支えない。

## 基準額の算出例（イメージ）

※いずれの例も4月から翌年の3月までを事業年度としている。

## 例1) 実施要綱3(1)①ウ(i)に該当する場合・・・

[生産活動収入の状況]

(単位：万円)

令和元年度	令和元年（平成31年）										令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	40	60	50	50	40	30	60	40	50	40	30	
令和2年度	令和2年										令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	20	30	40										

(単位：万円)

A.対象月の収入	前年同月の収入	前年同月比	B.前年度収入
20	50	▲60%	540

算出式	B - A × 12の算出額と50万を比較		
	540 - 20 × 12 =	300	> 50



基準額
50

## 例2) 実施要綱3(1)①ウ(ii)に該当する場合・・・

[生産活動収入の状況]

(単位：万円)

令和元年度	令和元年（平成31年）										令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	8	7	10	9	8	8	7	8	8	10	9	8	
令和2年度	令和2年										令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	6	5	6										

(単位：万円)

A.対象期間の収入	前年同期間の収入	前年同期比	B.前年度収入
17	25	▲32%	100

算出式	B - A ÷ 3 × 12の算出額と50万を比較		
	100 - 17 ÷ 3 × 12 =	32	< 50



基準額
32

## 例3) 実施要綱3 (1) ①ウ (i) ※2に該当する場合・・・

[生産活動収入の状況] (単位: 万円)

令和元年度	令和元年 (平成31年)										令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							30	50	40	50	40	30	
令和2年度	令和2年										令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	20	30	40										

生産活動収入が最初に発生した月

(単位: 万円)

A. 対象月の収入	B. 前年度月平均収入	増減率
20	40	▲50%

算出式	B×12 - A×12の算出額と50万を比較			▶	基準額
	40×12 - 20×12 =	240	> 50		

## 例4) 実施要綱3 (1) ①ウ (ii) ※5に該当する場合・・・

[生産活動収入の状況] (単位: 万円)

令和元年度	令和元年 (平成31年)										令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
											10	8	
令和2年度	令和2年										令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	6	5	6										

生産活動収入が最初に発生した月

(単位: 万円)

A. 対象期間の収入	B. 前年度月平均収入 × 3	前年同期比
17	27	▲37%

算出式	B÷3×12 - A÷3×12の算出額と50万を比較			▶	基準額
	27÷3×12 - 17÷3×12 =	40	< 50		